

第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制確保

1. 子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

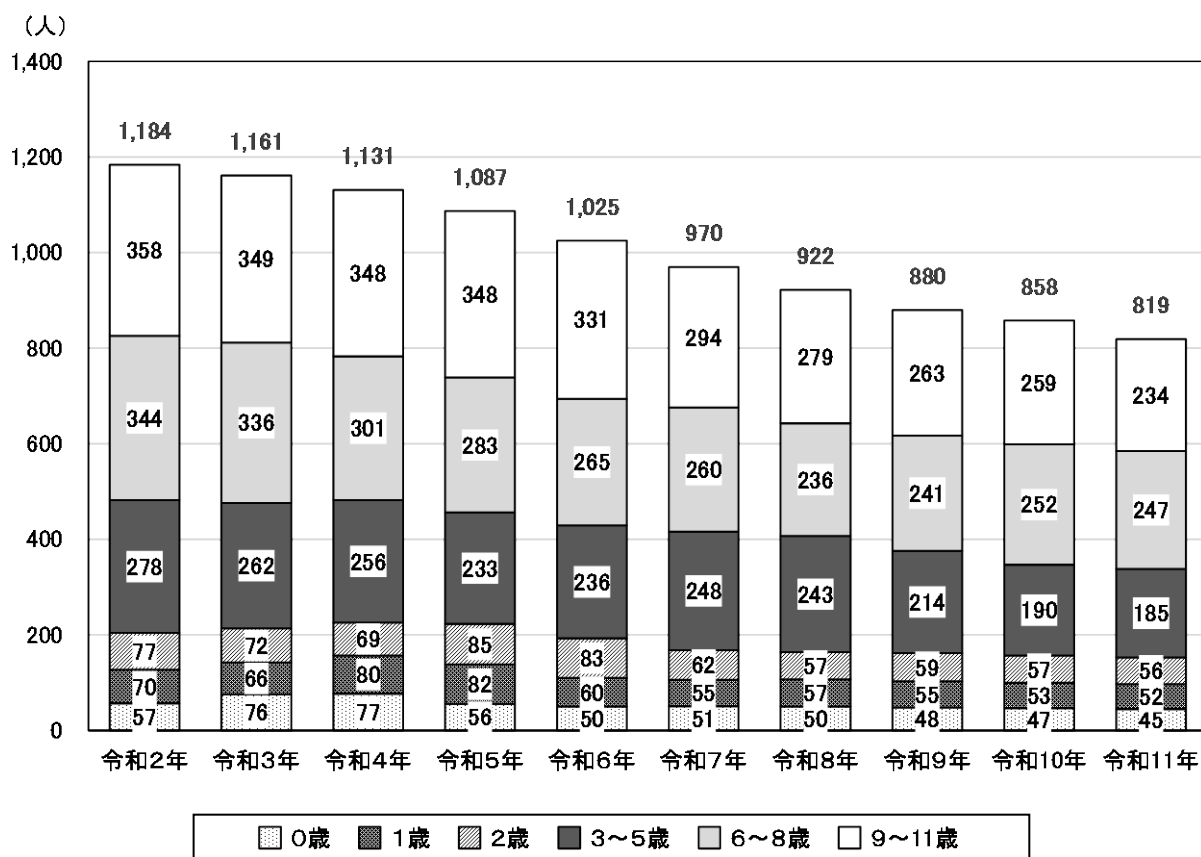
子ども・子育て支援法では、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定め、区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

竜王町では、前回計画より効率的な資源の活用を可能とし、町内ニーズを柔軟に吸収、またそれに応じた対応ができるよう、教育・保育提供区域を1圏域(全町)としており、本計画においても、引き続き1圏域での教育・保育提供を行います。

■こどもの人口の見通し

計画期間におけるこどもの人口を、コーホート変化率法により推計しました。各年の出生数やこどもの数が異なるため、若干の増減はあるものの、全体としては減少傾向が続くものと予測されます。

この推計に基づき、教育・保育サービスの目標事業量を設定するものとします。



2. 教育・保育事業の見込み

就学前児童数の推計、教育・保育の利用状況及び利用希望、教育・保育施設の配置状況をふまえ、認定区分ごとの必要利用定員数を定めます。

量の見込み及び確保内容

1号認定、2号認定、3号認定については、ニーズ調査から導かれる保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、計画期間内における実利用人数を量の見込みとして設定します。

【教育事業：1号認定】(認定こども園)

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実利用人数)	26人	34人	34人	30人	26人	26人
②確保の内容		34人	34人	30人	26人	26人

【保育事業：2号認定】(認定こども園、保育園3～5歳)

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実利用人数)	188人	200人	198人	177人	159人	157人
②確保の内容		200人	198人	177人	159人	157人

【保育事業：3号認定】(認定こども園、保育園0歳)

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実利用人数)	9人	15人	15人	15人	15人	15人
②確保の内容		15人	15人	15人	15人	15人

【保育事業：3号認定】(認定こども園、保育園1歳)

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実利用人数)	37人	35人	37人	37人	37人	37人
②確保の内容		35人	37人	37人	37人	37人

【保育事業：3号認定】(認定こども園、保育園2歳)

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実利用人数)	50人	42人	40人	43人	43人	44人
②確保の内容		42人	40人	43人	43人	44人

確保方策

1号認定、2号認定、3号認定について、年度によってばらつきはありますが、こども数の減少に伴い緩やかに減少することが見込まれます。町内のこども園、保育園においてニーズに対応できる体制を維持していきます。

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の見込み

こども園・保育所に通所していない0歳6か月から3歳未満までの未就園児を対象に、こども園・保育所において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供のような援助を行います。

量の見込み及び確保内容

令和8年度から本格実施となる事業であり、国が示す対象者、月あたりの利用上限時間数から必要定員数を算出し、量の見込みを設定します。

			実績	目標事業量				
			令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	0歳	必要受入時間/月	-	180 時間	175 時間	170 時間	165 時間	
		1日あたり受入人数	-	1 人	1 人	1 人	1 人	
	1歳	必要受入時間/月	-	200 時間	220 時間	200 時間	180 時間	
		1日あたり受入人数	-	1 人	1 人	1 人	1 人	
	2歳	必要受入時間/月	-	200 時間	170 時間	180 時間	160 時間	
		1日あたり受入人数	-	1 人	1 人	1 人	1 人	
	合計		-	580 時間	565 時間	550 時間	505 時間	
			-	3 人	3 人	3 人	3 人	
②確保の内容				3 人	3 人	3 人	3 人	

※令和7年度は地域子ども・子育て支援事業となります

確保方策

令和8年度からの事業提供をめざし、関連施設等との協議・準備、受け皿確保を進めるとともに、事業提供後は利用状況やニーズをふまえて調整します。

4. 地域子ども・子育て支援事業の見込み

(1) 地域子ども・子育て支援事業

① 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者の就労や疾病のような理由で、放課後に保護を受けることができない小学校就学児童に対して、学校や児童館で、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。

ニーズ調査により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとされていますが、今後も利用者の増加が見込まれることから、直近の利用率に過去5年間の伸び率の平均値をかけ合わせて補正し、目標事業量を次表のとおり設定します。

		実績	目標事業量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	1～3年生	141人	143人	135人	146人	160人	157人
	1年生	57人	54人	52人	66人	69人	53人
	2年生	47人	44人	42人	41人	53人	55人
	3年生	37人	45人	41人	39人	38人	49人
	4～6年生	89人	97人	97人	94人	95人	88人
	4年生	43人	37人	43人	40人	38人	36人
	5年生	30人	29人	25人	30人	27人	25人
	6年生	16人	31人	29人	24人	30人	27人
	合計	230人	240人	232人	240人	255人	245人
②確保の内容		230人	240人	232人	240人	255人	245人
待機児童数		0人	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

利用人数の見込みは年度によってばらつきはありますが、利用希望者のニーズは高く、微増が続くと考えられます。令和8年度に竜王小学校区学童保育所の移転に伴う建設を予定しています。その際、1クラス増設することで、引き続き希望のある人が利用できるように体制を確保します。

② 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育を行う事業です。ニーズ調査により把握した就学前児童の保育に係る希望利用時間帯や利用実績を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	68 人	71 人	72 人	69 人	65 人	66 人
②確保の内容		71 人	72 人	69 人	65 人	66 人

確保方策

保育園2園(ひまわり保育園、コスモス保育園)で実施しており、量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。引き続き、安定的な供給を図ります。

③ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の様々な事由により、児童を児童養護施設で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライト)事業があります。令和5年度より実施しており、ニーズ調査により把握した家庭でこどもをみることが一時的に困難となった期間に基づき算出することとされており、ニーズ調査からもニーズが見受けられたため、目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
②確保の内容		12 人	12 人	12 人	12 人	12 人

確保方策

量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。引き続き、業務委託により安定的な供給に努めます。

④ 地域子育て支援拠点事業

公共施設やこども園・保育園のような地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談を行う事業です。ニーズ調査により把握した希望利用日数や利用実績に基づき、居宅から容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	2,618人	3,138人	3,260人	3,300人	3,300人	3,300人
②確保の内容		3,138人	3,260人	3,300人	3,300人	3,300人
①量の見込み (実施か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

確保方策

量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。今後も、地域の子育て拠点として親子が気軽に利用できる環境づくりを進めます。

⑤- I 1号認定(認定こども園における教育利用)の預かり保育

1号認定のこどもについて、保護者の仕事や私用で、教育標準時間終了後も園で預かってほしいという際に預かる事業です。ニーズ調査により把握した預かり保育日数に、利用希望を加えたものや利用実績を勘案し、計画期間内における目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	1,294人	937人	937人	827人	717人	717人
②確保の内容		937人	937人	827人	717人	717人

確保方策

1号認定のこどもの減少に伴い、減少傾向を見込んでいます。既存の施設において、量の見込みに対する提供体制は確保できており、引き続き、安定的な供給を図ります。

⑤-Ⅱ 竜王町保健センターにおける預かり保育

保護者の病気や冠婚葬祭のような私用、また休息時間の確保のために、竜王町保健センターにおいて、生後 6 か月から 3 歳(※)のこどもを預かる事業です。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	570 人	600 人	600 人	600 人	600 人	600 人
②確保の内容		600 人	600 人	600 人	600 人	600 人

※本事業の対象者は、どこの園にも属さないこどもで、生後 6 か月から 3 歳となる年度末までです。

確保方策

令和6年度より、竜王町保健センターにて実施しています。量の見込みに対する提供体制は確保できており、引き続き、安定的な供給を図ります。

⑥ 病児・病後児保育事業

病児や病後児について、病院やこども園に付設された専用スペースにおいて、看護師と保育士が一時的に保育をする事業です。現在、竜王町では実施していませんが、ニーズ調査により把握した利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとされており、ニーズ調査からもニーズが見受けられたため、目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	-	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
②確保の内容		50 人	50 人	50 人	50 人	50 人

確保方策

町内の保育施設にて実施できるよう、体制の確保を進めます。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

児童の預かりの援助を受けることを希望する方(依頼会員)と援助を行うことを希望する方(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。現在、竜王町では提供会員の確保が困難なため実施していません。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	-	78 人	74 人	71 人	69 人	67 人
②確保の内容		78 人	74 人	71 人	69 人	67 人

確保方策

今後のニーズの高まりや、提供会員の確保の状況により、将来的な実施について検討を進めます。

⑧ 妊婦健診

妊娠している方に対して、母子保健法に基づき実施する妊婦健康診査を行う事業です。将来推計に基づき算出された0歳児人口をもとに、目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	77 人	51 人	50 人	48 人	47 人	45 人
②確保の内容		51 人	50 人	48 人	47 人	45 人
①量の見込み (年間延べ利用回数)	640 回	714 回	700 回	672 回	658 回	630 回
②確保の内容		714 回	700 回	672 回	658 回	630 回

確保方策

妊婦健診事業については、今後の見込み量に対する提供体制が十分に確保できている状況です。引き続き、情報提供や健診費用の助成を行います。

⑨ 新生児・乳児訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師や助産師が訪問し、発育状況の確認や育児に関する悩みの相談に応じる事業です。将来推計に基づき算出された0歳児人口をもとに、生後4か月までにすべての家庭を訪問することを目標とした目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	54人	51人	50人	48人	47人	45人
②確保の内容		51人	50人	48人	47人	45人

確保方策

新生児・乳児訪問事業は、毎年度ほぼ100%訪問しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できており、引き続き、実施に努めます。

⑩ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

該当事業として「養育支援訪問事業」「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の5つの事業があります。

⑩-Ⅰ 養育支援訪問事業

児童虐待防止や育児不安を抱えており養育支援が特に必要とされる家庭に、保健師・看護師や子育て経験者で研修を受けた方が訪問し、保護者の育児・家事のような養育能力を向上させるための相談支援を行う事業です。直近の実績を元に、目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	2人	2人	2人	2人	2人	2人
②確保の内容		2人	2人	2人	2人	2人

確保方策

養育支援訪問事業については、実施状況が少数であり、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。引き続き、安定的な供給を図ります。

⑩-Ⅱ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

確保方策

要保護児童対策地域協議会の構成員の連携強化を図るとともに地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための取組を推進します。

⑩-Ⅲ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育ての支援を実施する事業です。養育支援訪問事業で実施していた家事・育児支援が、子育て世帯訪問支援事業に移行したものであり、月1人の利用を想定し、目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	—	12人	12人	12人	12人	12人
②確保の内容		12人	12人	12人	12人	12人

確保方策

家事・育児支援の実施により、育児負担の軽減と養育環境の安定を図り、児童虐待を防止することを目的としています。今後の見込み量に対する提供体制の確保に努めます。

⑩-Ⅳ 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路の相談支援、食事の提供を行う事業です。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	—	5人	5人	5人	5人	5人
②確保の内容		-	5人	5人	5人	5人

確保方策

教育支援ルームを活用した児童の居場所づくりに取り組むとともに、民間団体と協働し、多様な居場所づくりを推進します。

⑩-V 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイを通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、その他の必要な支援を行う事業です。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	-	-	-	-	-	-
②確保の内容		-	-	-	-	-

確保方策

今後のニーズを把握しながら、実施について検討を進めます。

⑪ 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援に関する事業の利用についての情報集約と提供を行うとともに、こどもや保護者から施設・事業の利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行う事業です。利用者支援事業には「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター型」、「妊婦等包括相談支援事業」の4類型があり、令和7年度以降、本町では「基本型」、「こども家庭センター型」、「妊婦等包括相談支援事業」にて事業を実施します。

利用者支援事業の提供体制(基本型・こどもセンター型)

		実績	目標事業量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	①量の見込み (実施か所)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	②確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
こども家庭センター型	①量の見込み (実施か所)	-	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	②確保の内容	-	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

利用者支援事業の提供体制(妊婦等包括相談支援事業)

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	-	51 人	50 人	48 人	47 人	45 人
②確保の内容		51 人	50 人	48 人	47 人	45 人
①量の見込み (年間延べ利用回数)	-	153 回	150 回	144 回	141 回	135 回
②確保の内容		153 回	150 回	144 回	141 回	135 回

確保方策

令和7年度より「こども家庭センター型」「妊婦等包括相談支援事業」の事業に取り組みます。こども家庭センター型は、こどもサポートセンターで妊娠期の悩み事や健康管理等に関する相談を受け付け、出産後も支援が必要なこどもや家庭に対して切れ目なく相談に応じます。妊婦等包括相談支援事業は、妊婦1人あたり3回程度の面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境の把握を行うほか、母子保健や子育て支援に関する情報提供、相談その他の援助を行います。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を助成する事業です。

確保方策

特定教育・保育施設が徴収する実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るための公費による補助について、国の制度の内容をふまえ、実施を検討します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置または運営を促進するための事業です。

確保方策

ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進めるには、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、今後の供給・整備体制を十分に把握した上で、新規参入事業者に対する支援策等の実施を検討します。

⑭ 産後ケア事業

産後ケア事業は、産後1年までの母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

		実績	目標事業量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅訪問型	①量の見込み (年間延べ利用人数)	7人	5人	5人	5人	5人	5人
	②確保の内容		5人	5人	5人	5人	5人
短期入所型	①量の見込み (年間延べ利用人数)	1人	2人	2人	2人	2人	2人
	②確保の内容		2人	2人	2人	2人	2人
通所型	①量の見込み (年間延べ利用人数)	1人	3人	3人	3人	3人	3人
	②確保の内容		3人	3人	3人	3人	3人

確保方策

産後ケア事業利用に関する一部公費負担を行い、産婦が心身のケア及び育児のサポートを受けながら、安心して子育てできる体制の確保を進めます。